

令和6年11月

お客さま各位

村上信用金庫

当座預金の新規口座開設停止について

平素は村上信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手機能の電子化について、2021年（令和3年）6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、5年後（令和8年）までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しています。全国銀行協会においても「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定しております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手に代わる決済手段として、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等の電子的決済サービスをご案内しています。引き続き「手形・小切手機能の全面的な電子化」を通して、お客さまの利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新規のお取扱いを停止する商品

当座預金の新規口座開設

※すでに当座預金口座をお持ちのお客さまにつきましては、引き続き当座預金および手形・小切手をご利用いただけます。なお、令和7年1月1日以降、新規に事業性の預金口座を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「決済用普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

2. 新規お取扱い受付停止日

令和7年1月1日

3. その他

ご不明な点は、窓口等までお問い合わせください。

以上